

共同先端生命医科学専攻 学位審査取扱手順書

I、博士課程単位修得者の学位審査(課程内博士)

1. 学位申請の資格

共同先端生命医科学専攻(以下「共同専攻」)において課程内博士として学位申請を行おうとする者(以下「学位申請者」)は、以下を全て満たしている必要がある。

- (1) 共同専攻に在学中であって所定の単位を取得した者。ここに、所定の単位を取得するとは、共同専攻の必修科目全ての単位を取得し、かつ、共同専攻の選択科目を合わせて 30 単位以上を取得することを言う。
- (2) 研究倫理科目を受講済みである者。
- (3) 学位申請者がファーストオーサーであって、かつ学位申請のために提出する論文(以下「博士論文」)に関連すると主指導教員が認めた査読付き欧文原著論文(以下「投稿論文」)1 報以上が投稿済みであること。
- (4) 前記投稿論文 1 報以上が、審査分科会開催時において掲載もしくは掲載可となっている見込みがある者。
- (5) 予備審査会において博士論文概要を発表し、かつ、研究科委員会(早稲田大学では研究科運営委員会)開催までに学位論文審査手続きが完了できる見込みがある者。

2. 学位審査の流れ

共同専攻における学位審査手続きの概要は以下の通りである。

- (1) 予備審査開催通知申請: 共同専攻長は、早稲田大学理工学術院に対して予備審査開催通知申請を行う。
- (2) 予備審査会: 学位申請者は、共同専攻長が開催する予備審査会において博士論文概要の発表を行う。予備審査会は博士論文の学位申請の可否を判定する。
- (3) 教室会議受理申請: 学位申請者は、博士論文概要書を完成させ、そして、博士論文概要書を含む教室会議受理申請書類を、主指導教員の確認を得た上で共同専攻長へ提出する。主指導教員は審査員候補者(主査・副査)を選出し、受理申請書類を作成して共同専攻長へ提出する。
- (4) 教室会議による受理: 共同専攻長が招集する教室会議は、学位申請の可否の決定を行う。
- (5) 共同大学院連絡協議会: 共同専攻長は、学位論文審査申請者の氏名、学位論文題目、主指導教員氏名、審査員候補者氏名、及び、審査分科会構成メンバーの一覧を共同大学院連絡協議会に提出し、承認を得る。その結果を大学院委員会に報告し、研究科委員会(早稲田大学では研究科運営委員会)において承認を得る。
- (6) 公聴会開催通知申請: 主指導教員は、早稲田大学理工学術院に対して公聴会開催通知申請を行う。これにより、公聴会開催が通知される。
- (7) 公聴会: 公聴会において、学位申請者は博士論文の発表を行い、最終口頭試問を受ける。
- (8) 博士論文の提出: 学位申請者は博士論文の最終版を審査委員会に提出する。審査委員会委員はこれを閲覧する。
- (9) 共同専攻審査分科会: 共同専攻長が招集する共同専攻審査分科会は合否判定を行う。この時まで、論文不正のチェックを主指導教員が行い、会にて報告する。

(10) 共同大学院連絡協議会: 共同専攻長は、共同大学院連絡協議会において当該学位申請者に対する学位認定の承認を得る。

(11) 研究科委員会: 主指導教員は、研究科委員会(早稲田大学では研究科運営委員会)に博士論文審査報告書と合否申請書を提出する。研究科委員会(早稲田大学では研究科運営委員会)は最終的な合否判定の承認を与える。

3. 審査手続き

3.1 学位論文審査の申請

学位論文審査の申請手続きは、学位申請者が次の各号の指定書式を早稲田大学理工学術院統合事務所教学支援課に提出することを以て行う。

- 一 博士論文概要書(履歴書を含む。原本1部およびそのコピー1部)
- 二 申請時情報フォーム(電子メールにて教学支援課宛に送付)
- 三 学位申請書・誓約書
- 四 博士論文受理申請書

3.2 共同大学院連絡協議会の開催

学位論文審査が申請されると、主指導教員は審査員候補者(主査・副査)を選出し、審査委員会を構成する。ただし、主任審査員(主査)は、共同専攻に所属し、研究指導を担当する資格を有する教員の中から指名する。

共同専攻長は、学位申請者の氏名、学位論文題目、主指導教員氏名、審査員候補者氏名、及び、審査分科会構成メンバーの一覧を共同大学院連絡協議会に提出し、承認を得る。その結果を大学院委員会に報告し、研究科委員会(早稲田大学では研究科運営委員会)において承認を得る。

3.3 学位論文審査の公聴会及び最終試験

審査委員会は公聴会開催の2週間前までに、早稲田大学先進理工学研究科長に公聴会の開催通知を提出する。

学位申請者は、審査委員会が開催する公聴会において、学位論文の発表を行い、審査委員会による最終試験を受ける。

3.4 審査基準

博士論文は、その研究が共同先端生命医科学専攻の博士の学位にふさわしい学術的意義と独創性を有していなければならない。審査分科会と研究科委員会は、学位申請者が学術研究倫理を遵守し博士の学位にふさわしい課題発見力、研究立案・遂行能力、論理的思考力、情報発信能力、高度な専門的学識等を有しているかを審査する。また、申請者が自立した研究者として活動するうえで、十分な資質と能力を有しているかどうかを審査する。以上の審査により、学位申請者が博士にふさわしいと判断されるときに、博士の学位を授与する。

3.5 審査分科会による合否判定

審査分科会において、主任審査員(主査)は、学位論文、投稿論文(または投稿済みの最終原稿)の写し、博士論文審査報告書(主査および副査全員が署名捺印したもの)を提出し、次の各号の事項を報告する。審査分科会はこの報告に基づき、投票によって合否判定を行う。

- 一 論文審査の要旨及び審査委員氏名。
- 二 論文審査及び最終試験の結果。
- 三 学位申請者が在学中に所定の単位を取得したことの確認。
- 四 学位申請者の投稿論文 1 報以上が掲載もしくは掲載可となっていることの確認。

3.6 研究科委員会による学位授与の決定

審査分科会で合格と判定された者は、研究科委員会(早稲田大学では研究科運営委員会)の最終的な合否判定を得るため、当該委員会が開催される 2 週間前迄に、次の各号を早稲田大学理工学術院統合事務所教学支援課に提出する。

- 一 博士論文(紙媒体) 2 部
- 二 博士論文、博士論文概要(履歴書部分は除く)、博士論文審査報告書の電子ファイルを格納した CD-ROM 1 枚(表面に研究科名と氏名を明記のこと)
- 三 博士論文審査報告書 原本 1 部、そのコピー 1 部
- 四 合否申請書 原本 1 部

共同専攻長は、審査分科会で合格と判定した者について連絡協議会で承認を得る。その結果を大学院委員会に報告し、研究科委員会(早稲田大学では研究科運営委員会)において、最終的な合否判定の承認を得る。

4. 論文審査手数料

博士課程単位修得者の学位審査(課程内博士)にあたっては、論文審査手数料を免除する。ただし、2019 年 3 月修了予定者より、東京女子医科大学本属学生に対して学位審査料 5 万円を徴収する。

Ⅱ、論文提出による学位審査(課程外博士)

1、学位申請の資格

論文提出による学位申請(課程外博士学位申請)を行おうとする者は、以下の各号のいずれかに該当しなくてはならない。

- 一 以下のすべてを満たしている者。
 - (1)共同専攻に満 3 年以上在学し、所定の単位を取得した上で退学した者。
 - (2) 学位申請者がファーストオーサーであって、かつ博士論文に関連する査読付き欧文原著論文(以下「投稿論文」)1 報以上が投稿済みであること。
 - (3) 前記投稿論文 1 報以上が、審査分科会開催時において掲載もしくは掲載可となっている見込みがある者。
 - (4) 予備審査会において博士論文を発表済であって、共同専攻教室会議において、予備審査会の結果が合格と判定済みである者。

二 以下のすべてを満たしている者。

- (1) 共同専攻に満 3 年以上在学し所定の単位を修得せずに退学した者であって、退学後に早稲田大学の科目等履修生として不足分の単位を取得している者。
- (2) 学位申請者がファーストオーサーであって、かつ博士論文に関連する査読付き欧文原著論文(以下「投稿論文」)1 報以上が投稿済みであること。
- (3) 前記投稿論文 1 報以上が、審査分科会開催時において掲載もしくは掲載可となっている見込みがある者。
- (4) 予備審査会において博士論文を発表済であって、共同専攻教室会議において、予備審査会の結果が合格と判定済みである者。

2、論文提出による学位申請の受理

Ⅱ-1 一に該当する学位申請者については、教室会議において受理の可否を判断する。

Ⅱ-1 二に該当する学位申請者については、論文提出による学位申請時までの研究等の経歴、業績を 1000 字以内で記入して教室会議に提出し、教室会議において受理の可否を判断する。

3、学識の確認

審査委員会は、学位申請者に対して専攻学術に関し博士課程を修了した者と同等とみなせる程度の十分な学識を有することを確認する。

4、審査員候補者の選出と承認、予備審査会および公聴会の開催、論文審査及び最終試験の結果の判定、審査結果等の報告については課程内博士の取扱手順に準ずる。

※課程外博士の博士論文審査料は 200,000 円とする。

また、科目等履修生は、1 単位あたり所定の聴講料が必要である。